

平成 23 年度第 1 回 兵庫県河川審議会

平成 23 年 9 月 13 日（火）

兵庫県農業共済会館 7 階 会議室

（午前 10 時 01 分 開会）

脇舛副課長        それでは、定刻となっておりますので、ただいまから平成 23 年度第 1 回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。私は本日の司会進行をさせていただきます、総合治水課副課長の脇舛です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、配席図、出席者名簿、それから、資料 1 - ( 1 ) 兵庫県総合治水条例（仮称）のあらまし。資料 1 - ( 2 ) 兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案、総則編、資料 1 - ( 3 ) 兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案、方策編。資料 2 総合治水条例の推進について（中間報告）。資料 3 兵庫県総合治水条例（仮称）の審議スケジュール（案）。参考資料 1 総合治水の推進について（諮問）文書及び（諮問理由）。参考資料 2 第 2 回企画部会（平成 23 年 8 月 31 日）質疑概要。関係規定といたしまして兵庫県河川審議会条例、兵庫県河川審議会運営要綱、兵庫県河川審議会公開要綱、兵庫県河川審議会傍聴要領がございます。

以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、本日の審議会の成立の関係でございます。

本日の委員は議事に関係する特別委員も含めまして、全員で 21 人となっております。

現在 12 人の委員の皆様にご出席をいただいております。

兵庫県河川審議会条例第 7 条第 2 項の規定、委員の過半数出席により、本会議は

成立していることを御報告させていただきます。なお、後3人の委員さんに御出席予定と伺っております。後ほど御到着されることと思っております。

それではお手元の次第によりまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、県土整備部土木局長の田中から、ごあいさつを申し上げます。

田中局長       おはようございます。土木局長の田中です。本日は大変お忙しい中、この兵庫県河川審議会に御出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろは、県政に色々な分野で御支援、御協力を賜っており、重ねて御礼申し上げます。

実は、今月3日から4日にかけて、台風12号が近畿地方を直撃いたしました。和歌山県と奈良県では、かなり被害が甚大になっておりまして、本県でもかなり被災を受けております。今回の台風の特徴でございますけれども、長時間にわたり、広範囲で雨が降り続きました。本県で少しその内容を申し上げますと、累加雨量が最大で、但馬の氷ノ山なんですけれども、545ミリということで、これは平成16年、21年の災害を上回る雨が観測されました。また、その雨が広範囲にわたっておりまして、相当量降りました関係上、県下10市7町、約10万7,000世帯で、避難勧告が出されたという状況でございます。さらに、事例としましては県内のダムでは初めてなのですけれども、引原ダムと生野ダム、この2ダムにおきまして、水位が満水に近づいたことから、残りの貯水容量を有効活用をして満水をおくらせるということをするために、ダムからの放流量を徐々に増加させまして、流入量と同量を同じ量を下流へ放流するという、いわゆるその異常洪水時のゲート操作というものを初めて実施いたしました。それほどたくさんの雨が降ったということでございます。ただ、そのような状況ではありましたが、幸いにも人的被害は最少減に抑えられまして、その背景にはこれまでのハード整備によって流下能力の向上があったということ。また各関係機関相互の情報伝達とか、いわゆる県民の避難意識、こういったものがかなり向上し

ていたということで、16年、21年の災害が教訓となってそういうことになったのではないかなというふうに考えております。河川整備等のハード対策はもちろんですけれども、その日ごろの避難訓練、情報共有、こういったものがまさに、重要であり本日の議題であります総合治水がいかに重要であるかということを変更して認識させられたというところであります。本日の河川審議会でございますけれども、総合治水の推進につきまして、去る7月29日、それと8月31日の2回に分けて企画部会を開催していただきまして、本日はその企画部会のほうから中間報告をいただくことになっております。具体的には全国に先駆けまして、兵庫県で総合治水推進のための条例を制定するというのを考えております。県民や事業者も含めまして、全県で総合治水に取り組むことを宣言していきたいということで、非常に本県としては意義のある条例作りに取り組んでいくことになるのではないかなというふうに考えております。本日はそういった趣旨を御理解いただきまして活発な御審議をいただければありがたいと思っております。以上簡単ではございますけれども、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

脇舛副課長 次は、本日御出席いただいております委員の皆様方を御紹介させていただきます。お手元の名簿をごらんいただきたいと思ひます。

まず、今回の審議会から新たに御就任していただきます3名の委員を御紹介させていただきます。

兵庫県議会議員の徳安淳子様でございます。

徳安委員 徳安でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

脇舛副課長 続きまして、近畿経済産業局産業部長の坪田一郎様でございますが、本日、委員御本人は御欠席ということで、代理として松本さまにお越しいただいております。なお、名簿配席図では異なる代理の方のお名前となっておりますのでお手数ですが訂正をよろしくお願ひいたします。松本様でございます。

松本様            よろしくお願いいたします。

脇舛副課長        近畿地方整備河川部長の名波義昭様でございますが、本日は御欠席でございます。

                  続きまして、次に御出席の委員でございますが、京都大学名誉教授の井上会長です。

井上会長            井上です。どうぞよろしくお願ひします。

脇舛副課長        神戸大学大学院教授の道奥委員です。

道奥委員            道奥です。よろしくお願ひします。

脇舛副課長        元ラジオ関西報道制作部長の吉田委員です。

吉田委員            吉田です。よろしくお願ひいたします。

脇舛副課長        兵庫県市長会会長でたつの市長の西田委員代理の菅原様です。

菅原様            西田会長の代理で参りました菅原でございます。どうぞよろしくお願ひします。

脇舛副課長        兵庫県土地改良事業団連合会の杉本委員です。

杉本委員            杉本です。よろしくお願ひします。

脇舛副課長        兵庫県内水面漁業組合連合会の南山委員の代理の吉田様です。

吉田様            吉田です。よろしくお願ひいたします。

脇舛副課長        名簿配席図は、南山様のお名前になっておりますので、お手数ですが訂正をお願ひいたします。

                  阪神水道企業団の山中委員です。

山中委員            よろしくお願ひします。

脇舛副課長        近畿農政局農村計画部長の渋川委員代理の林地様です。

林地様            林地です。よろしくお願ひいたします。

脇舛副課長        兵庫県議会議員の内藤委員、兵庫県町村会御推薦の神河町長である山名委員につきましては、本日欠席となっております。

また、社団法人淡水生物研究所理事長の森下委員、兵庫県立大学教授の岡田委員、関西電力株式会社総務室長の勝田委員、代理の木村様でいらっしゃいますが、本日、出席と伺っております。まだお見えではないようですが、後ほどお見えになることと思います。

続きまして、本日の議事に関係します企画部会に属する特別委員にもお越しいただいております。名簿は裏面をごらんください。

神戸大学大学院教授の田中丸特別委員です。

田中丸特別委員 田中丸です。よろしく申し上げます。

脇舛副課長 神戸大学大学院教授の角松特別委員です。

角松特別委員 角松です。よろしくお願いいたします。

脇舛副課長 神戸大学名誉教授の安田特別委員、流通科学大学教授の酒井特別委員、京都大学教授の矢守特別委員につきましては、本日、欠席となっております。

なお、企画部会には名簿にもありますとおり、河川審議会から井上委員、道奥委員、吉田委員の3委員にも参画をいただいております。うち道奥委員には、部会長をお願いしておりますことを申し添えます。

続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

先ほどごあいさつ申し上げました、県土整備部土木局長の田中でございます。

田中局長 田中でございます。よろしく申し上げます。

脇舛副課長 総合治水課長の山内でございます。

山内課長 山内です。よろしく申し上げます。

脇舛副課長 同じく総合治水課副課長の八木下でございます。

八木下副課長 八木下です。よろしく申し上げます。

脇舛副課長 その他、事務局についてはお手元の名簿をごらんいただきますようお願いいたします。

また本日、県からは本日の議事にあります兵庫県総合治水条例を検討するに当たり、庁内の関係課室で横断的に構成する庁内検討会議を設けておりまして、そのメンバーが出席しております。各出席者については、お手元の出席者名簿をごらんいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により、会長が行うこととなっております。それでは、井上会長よろしくお願いたします。

井上会長        はい。それでは、僭越ですが議長を務めさせていただきます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。今日、お諮りするの河川を特定せずに総合治水を図るという条例を定めるもので、非常に先進的な取り組みだと私は思っております。どうか、皆様方の積極的な御発言、御提言をお願いしたいと思っております。それでは、座らせていただきます。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。

その前に後日作成します、本日の議事録の署名人を定めます。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名した委員が署名することになっております。今回は吉田委員に議事録署名人をお願いしたいと思っておりますが、吉田委員、よろしくごさいますでしょうか。それでは、よろしくお願いたします。

次に、審議会の公開についてお諮りします。兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づき、本審議会は原則公開となっております。本日の議案について同項ただし書きに該当し、非公開とすべき議案があるかについて、事務局の考えをお伺いいたします。

脇舛副課長        総合治水課の脇舛です。本日の議案は総合治水の推進についての企画部会からの中間報告ですので、特に非公開とする必要はなく、本日の審議会はすべて公開しても差し支えないものと考えております。

井上会長        ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御意見、

御質問はございますでしょうか。ないようでございますので、本日の審議会はすべて公開といたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井上会長        本日の審議会につきまして、一般の傍聴者の申し出は、今のところありませんが、報道関係者の傍聴はございます。それで、報道関係者から撮影の申し出がございました。審議会公開要綱第1条の規定に基づき、認めることといたします。報道関係者の入室をお願いいたします。

報道関係の方々をお願いいたします。撮影可能時間は特に制限しませんが、議事進行の妨げにならないよう、御配慮のほどよろしくをお願いいたします。

この会議では、速記を入れております。御発言の際は、まずお名前を言っていただき、その上で御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議題、総合治水の推進についてということですが、企画部会の中間報告ということですが、これにつきましては、昨年度末に開催しました河川審議会において、知事から諮問を受けた件があります。具体的には総合治水の推進の足がかりとなる条例をつくるという方向性が事務局から示されておりました。このことについて、前回の河川審議会で設置しました企画部会で、条例の制定に向けた検討を進めていただいているところがあります。本日はその企画部会での検討状況を中間報告いただくということにしております。それでは、企画部会の部会長をお願いしております、道奥委員に報告いただきたいと思いますので、道奥委員、よろしくをお願いいたします。

道奥委員        道奥でございます。ただ今、井上会長のほうから、説明がありましたように企画部会では、総合治水の推進に向けて、議論を続けてまいりました。本日はその中間報告をさせていただきますが、現時点におきまして、条例の概ねの方針、方向性と合わせて御報告をさせていただきますと思います。

まず、お手元の資料に従いまして、本日の報告内容のもとになります条例の骨子

案につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

八木下副課長           事務局の総合治水課の八木下でございます。座らせていただきまして説明させていただきます。

お手元の資料の1 - (1)、1 - (2)、1 - (3)それから、資料3のこの4つの資料で説明させていただきます。

まず、骨子案につきましては、資料の1 - (1)、(2)、(3)この3部構成となっております。この条例骨子案につきましては、後ほどスケジュールで御説明させていただきますが、本日の河川審議会の審議を経まして、パブリックコメントを実施したいと考えておりまして、我々が考えている条例の案をパブリックコメントにかけるための資料をイメージして作成したものでございます。まず、資料1によりまして、条例案のあらましを説明させていただきます。このリーフレットにつきましては、パブコメの導入用の資料として作成したものでございます。まず、最初に条例制定の背景としまして、諮問の際に説明しましたとおり、近年発生している大雨に対して、これまでの治水対策だけでは限界があるので、総合治水を推進する必要があることを説明しております。

次に、条例の特色 としまして、総合治水に関するあらゆる方策をイメージして取り組みを進める条例であり、「ながす」、「ためる」、「そなえる」の3本柱に沿って、多岐にわたる総合治水の方策を17に分類して、条例を体系的に構成することを示しております。

条例の特色 としまして総合治水の取り組みを推進するために、県、市町、県民が共同して総合治水推進計画を作成すること、その計画で位置づけた取り組みについては、必ず実施するものとするを示しております。県や市町は示しているような施策を講じ、県民にはさまざまな貯留に取り組んだり、自助、共助の取り組みを進めていただく、このような内容であることを説明しております。

その下、条例の特色 としまして、1ヘクタール以上の開発を行う方には条例に



基づいて、調整池を設置していただき保全していただくこと。これを説明しております。以上が総合治水条例のあらましでございます。

続きまして、資料の1 - (2)でございます。1 - (2)とその後の1 - (3)これにつきましてが条例の骨子案でございます。少々長くなりますが、御容赦お願いいたします。

資料1 - (2)につきまして、まず、条例ということございまして、通常前文とか基本理念、役割分担等を述べる、総則というものが、条例の前半部分にございまして、その後には条例の本体部分という構成になってございまして、今回もそのような形を考えております。その前半の総則がこの資料1 - (2)で、背景や基本理念を明らかにすることになります。まず、1ページ目でございます。前文では近年、大雨が多発しており、浸水被害に対する安全度を向上させる必要があり、このためには総合治水を推進することが必要であるため、総合治水条例を制定するという背景を述べております。

次に、基本理念では、河川及び下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせ、県、市町、県民及び事業者が一体となった取り組みのもとで、総合治水を推進しなければならないことを謳っております。中身については時間の関係で省略しますが、解説として2ページ目にそのあたりのことを詳しく書いてございます。

続きまして、3ページ目でございます。県の責務、市町、県民事業者の役割を示しております。県は総合治水を推進する施策を講じること。市町も同様に施策を講じること。それから県民・事業者は総合治水に対する理解を深め、取り組みを進めることを規定しております。

次に、4ページ目でございます。総合治水推進計画について書いておりまして、県、市町、県民及び事業者からなる、総合治水推進協議会を地域ごとに設けまして、総合治水推進計画を作成することを考えております。この計画で義務的に実施するとされた方策についてはその施設の所有者等に実施義務を課すことを規定

しております。

続きまして、5ページ目でございます。5ページ目では市町が条例以上の取り組みを位置づけたい場合には、本条例ではなく、市町の条例の規定を適用できるといような規定を設けることを考えております。

以上が条例の前半部分、総則の部分を説明しておる資料でございます。

続きまして、資料の1-(3)で、総合治水条例の骨子案の方策編と書いてございまして、これがこの条例を制定しまして、進めていこうとしている内容の部分になります。総合治水条例の本体となる17の方策ということで、先ほどの資料1-(1)特色の のところに記載しております。これに沿って条例の骨子案を説明する資料になってございますので、これも参考に見ていただきながらお聞きいただければと思います。資料の構成につきましては、1ページ目の方策 で説明いたしますと、まず、方策ごとにタイトルがございまして、その下の四角囲みで条例の骨子を書いております。その下になぜこの項目を設けたかという目的を書きまして、その下に現状、それから のところでは裏面になってはいますが、その次に課題を書きまして、最後に解説ということで骨子の少し詳しい説明を書く。こういう構成で17方策についての説明をしておる資料になっております。

それでは、中身の説明をさせていただきます。

1ページ目、2ページ目、まず、 河川の整備という項目になります。総合治水の3本柱で言いますと、「ながす」の対策でございます。現状・課題で書いておりますけども、10年確率の河川改修の改修率が現在55%程度という状況でございまして、まだまだ河川整備を推進する必要があるという課題がございます。そこで四角囲みの骨子1で、河川法で規定されていることですが、河川管理者は河川改修やダム、遊水地、調節地などの洪水調節施設など、河川の計画策定、河川工事・維持等の整備を推進することを確認的に規定しております。

骨子の2では、県が進めている社会基盤の既存ストック活用の方針に沿って、河

川の計画策定に当たり、利水ダム等、既存施設の利活用に努めることを規定しております。

骨子の3では、河川の計画策定、整備に際しては、流域対策、減災対策にも配慮するよう努めることを規定しております。

続きまして、資料の3ページ、4ページ、下水道施設の整備でございます。下水道施設につきましても、現状・課題に書いてありますとおり、整備を推進する必要があるございまして、骨子1で下水道法で規定されていることですが、下水道管理者は雨水管や、雨水排水ポンプ、雨水貯留管や地下貯留施設、校庭や公園での平面貯留など雨水排水にかかる下水道施設の事業計画を策定し、施設整備を推進することを確認的に規定しております。

骨子の2では、下水道の事業計画策定、整備に際しては、流域対策、減災対策に配慮するよう努めることを規定しております。

以上が総合治水3本柱の「ながす」の対策の河川及び下水道の整備でございます。

続きまして、資料の5ページ目から7ページ目の 開発に伴う調整池の設置。ここからは、3本柱の「ためる」という対策になります。 の開発に伴う調整池の設置につきましては、資料5ページの現状のところに書いてございますように、森林や農地が宅地やゴルフ場などに開発されますと、降雨時に流出が早く、かつ流出量が多くなり、開発地下流の河川や水路からの氾らんが発生しやすくなるため、県管理河川の流域での1ヘクタール以上の開発については、現在、調整池指導要領に基づきまして、6ページに示しておるんですけども、調整池設置の行政指導をしております。その内容につきましては、6ページの図をごらんいただきますと、下の図でございます。縦軸が開発面積となっております。下が0で、上に行くほど1ヘクタール、10ヘクタールとずっと面積が大きなものを表します。横軸につきましては、下流河川的安全度を示しております、真ん中から左側が市街化区域、真ん中から右側が市街化区域外で、それぞれ外に行くほど下流河川

の安全度が高いところとなっております。従って、1ヘクタール以上の開発について、下流河川が30年確率、この図の白い部分、記号でいうと四角のAで書いてございますが、そこにつきましては市街化区域と市街化区域外で下流河川が30年確率で整備できていない真ん中から左側の白い部分と市街化区域外で下流河川が30年確率以上で整備できている場合でも、開発面積が10ヘクタールを超える場合、これが右端のほうで1コマ白くなっている部分ですけど、こういう条件にあたる開発については、開発地の集水区域からの自然流入分も含めまして、下流河川水路の最も流下能力が低いネック地点の流下能力見合いに流出抑制をする調整池の設置を行政指導しているということを現在やっております。この指導では、県管理河川に与える影響が大きい開発のみを対象としておりまして、総合治水の観点に立ちますと、県管理河川以外の河川流域の開発が対象となっていないことや、河川に至るまでの水路での氾らんを招く恐れが残ることなどの課題がございます。そこで、本条例では、7ページの解説(1)に記載しておりますように、浸水被害軽減のため、総合治水の取り組みを進める中で、開発行為というのは現状よりも流出増を招く行為でありますので、流出を抑制していただく必要があると考えております。この考えに基づきまして、解説の(2)で書いていますように、県管理河川流域以外を対象として、(3)で河川への影響だけでなく、河川に至るまでの水路での浸水被害を軽減するために下流河川の整備状況に関係なく、1ヘクタールを超えるすべての開発を対象として調整池を設置していただくべきであると考えております。これが、先ほどの6ページの図で言いますと、下から1ヘクタールの線というのが縦軸でございますけど、それより上について白の部分と不要の黒の部分でございますけど、これらを含めてすべて調整池を設置していただくということを考えております。また、解説の(4)で書いておりますけども、1ヘクタール未満の開発についても現在は調整池の設置指導をしておりませんが、設置するよう努めていただきたいと考えております。解説の

( 5 ) では調整池の設置を確実に行うためには、開発許可行為を行う関係機関と連携して、確実な設置を担保する必要があるため、当該機関からの情報提供を求めたいというふうに考えております。また、解説( 6 )にありますように、開発による流出増の抑制は総合治水を推進する上で非常に重要なことでもありますので、規定に違反した場合は勧告を行い、勧告に従わなければその旨を公表するというようなことを考えております。

以上のことを6ページ目の四角囲みの骨子のところで書いておきまして、1では、すべからず、開発をしようとする方には調整池を設置するよう努めてもらうこと、また、2で開発の規模が1ヘクタールを超えている場合は調整池を設置しなければならない、としております。3では開発許可の手續と条例による調整池設置の手續を連携して行えるよう、開発許可権者には開発の申請があった場合には県に情報提供するよう求めるということを規定しております。

続きまして、資料8ページ目、9ページ目、調整池の保全でございます。8ページの表にございますように、現在、行政指導で設置していただいている調整池については、恒久調整池と暫定調整池の種別がございます。暫定調整池については下流河川の30年確率が確保されるまでの暫定的なものとなっており、また、保全について法的な義務がかかっておらず、調整池が廃止されたり、適切に維持管理されない場合には浸水被害が発生する恐れが増大します。9ページの解説の( 1 )で書いておきますとおり、調整池の廃止や機能低下は流出増を招くので、避ける必要があると考えています。そこで、8ページの四角囲みの骨子のとおり、骨子1で、条例施行前に設置された調整池の所有者には、点検または調査及び必要に応じ修繕、または改良、これを以下「点検等」と言いますが、これを行い保全に努めてもらいます。これについては、従前、法的な義務で設置してもらっているものではないので、保全の努力義務と考えていますが、総則で説明いたしました総合治水推進計画で位置づけたものについては、保全の義務化をするという

ことを考えております。骨子の2では条例による義務として設置された調整池については、保全を義務としまして、3では、条例による努力義務で設置された1ヘクタール未満の調整池については保全についても努力義務にしたいということを考えております。

続きまして、資料の10ページ、11ページ、流出増を伴う土地利用変更の抑制でございます。降雨時の流出については土地利用の方法によりまして、浸透力や保水力が異なりますので、その速さや量が異なってきます。10ページの現状、それから11ページの解説で書いておりますとおり、現在、制定されています国土利用計画法や都市計画法、農振法や森林法など、さまざまな土地利用にかかる計画の策定制度で計画策定時に流出増による影響を考慮するというものになっているものがないため、10ページの骨子のとおり、計画策定や変更の際には、開発による雨水流出量の増加による影響を考慮するよう、本条例で計画策定者に求めます。

続きまして、資料の12ページ、13ページ 土地の遊水機能の維持でございます。12ページ、現状に書いてますとおり、過去から先人たちにより、住宅を高台に建築し、霞堤を存置して、河川沿いの浸水しやすい農地等に遊水機能を持たせることによって、その地点や下流の浸水被害を軽減してまいりました。骨子につきましては、13ページの解説のとおり、解説1、2、3で河川整備計画に位置づけられた遊水地については、方策1の最初に説明しました河川整備による河川施設として整備されますが、連続堤防が計画されているが、まだ、整備できていない河川については、霞堤や越流堤等により遊水機能を有している土地が存在する場合がございます。これらについては、洪水時の浸水被害を増大させないために、その機能が維持することが望ましいと考えております。従って、(4)のとおり、県は浸水想定区域や情報の伝達などの施策を実施するとともに、遊水機能の維持の効果の周知や依頼などの施策を行い、土地の所有者には遊水機能の維

持に協力していただくことを規定しています。

続きまして、資料の 14 ページ、15 ページ 出水時における河川へのポンプ排水の抑制についてでございます。現状と課題にありますとおり、河川増水時に内水排除ポンプの運転を継続しますと河川の水位がさらに上昇して破堤等による甚大な浸水被害が発生する恐れがございます。そこで、排水についてはルールを決めて、甚大な被害の発生を避ける必要がありますが、内水排除ポンプの停止ということは、すなわち、内水による浸水被害の発生を招くということで、なかなかそのような運転調整ルールの制定には至っていないという課題がございます。しかし、解説に書いてありますとおり、内水を排除するポンプ施設の管理者には、河川管理者と協同して運転調整ルールを策定していただく必要があるため、骨子のとおり、規定を設けることを考えております。

続きまして、資料の 16 ページ、17 ページ - 1、雨水貯留浸透設備の設置でございます。雨水貯留浸透にかかる取り組みについては、 を - 1 の施設設置と - 2 の施設の容量活用のこの 2 つに分けて考えております。まず、 - 1、施設の設置についてですが、さまざまな雨水貯留浸透の取り組みがございますが、費用負担や手間が発生するなどの課題がございます。広く浸透していないという課題がございます。骨子につきましては、17 ページの解説(1)にありますように大規模施設、運動場、公園、駐車場、住宅、水田、ため池など、さまざまな施設において設置に努めて、雨水貯留浸透設備の設置に努めていただきますが、その際には、雨水利用機能を主とした取り組みが多くありますので、雨水利用、雨水貯留、両面からの普及啓発に努めるということ。それから、流出抑制効果の高い取り組みについては総合治水推進計画に位置づけて確実な実施を担保すること。特に県・市町が所有する校庭や公園などは効果の高い設備を設けることができるので率先して位置づける必要があると考えております。

続きまして、資料の 18 ページ、 - 2 貯留施設による雨水貯留容量の確保。骨

子に書いておくことにつきましては解説にありますように、ため池、利水ダムやさまざまな施設に設けられた地下貯留槽などの貯水施設は利水を目的として設置されたものが多く、利水のために貯水容量を確保するよう運用されていますが、洪水が予想される時などに、一時的に貯水量を減じて、容量を確保してもらえれば、流出抑制に資することができます。特に秋の台風期などに貯水の必要性が低くなった農業用ため池の水位を下げてくださいなどの取り組みに努めていただきたいと思います。県民事業者にこのような取り組みを推進してもらおうこと、それから、県はそのための普及啓発にかかる施策を講じることを規定しております。この方策についても総合治水推進計画に位置づけたものについては、確実に実施してもらおうということを考えております。

続きまして、資料の19ページ、森林整備による保水力の維持、向上でございます。森林の保水力については、定量的な評価が難しいですが、一般に森林が健全な状態でなければ、保水力が低下するとされており、森林を適切に整備することが重要であります。骨子については、解説で書いておりますように、森林の整備は流出抑制を目的として行われるものではありませんが、保水力の維持、向上に資するものであるため、県は健全な森林を育成するための施策を講じ、森林所有者には健全な森林の育成に努めてもらうことを規定しております。

ここまでが総合治水の3本柱の「ためる」の方策でございます。

続きまして、3本柱の「そなえる」の方策の説明をさせていただきます。資料の20ページ、21ページでございます。浸水想定区域及び浸水の深さの周知ということで、現状に書いてますとおり、県及び市町は水防法に基づいて浸水想定区域図を作成して、周知を図ったり、水防法で規定されていない情報なども提供したいと言った取り組みを現在進めております。骨子1により県は水防法で定められた河川以外についても浸水想定区域や浸水の深さ等の周知などの施策を行い、骨子2で市町には県が周知した情報、県民に周知したり、市町が管理する河川や



下水道にかかる浸水想定区域等を周知する施策を講じるよう努めてもらうことを規定します。さらに、3で県民事業者には、県、市町が周知する情報を把握して、さらに周知に努めてもらうよう規定しております。

続きまして、資料の22ページ、23ページでございます。浸水被害発生にかかる情報の伝達。現状に書いてますとおり、県及び市町は水防法に基づき、河川等のリアルタイム情報や浸水被害発生のおそれにかかる情報の周知をはかったり、水防法で規定されていない情報を提供したりと言った取り組みを現在、進めております。骨子1にありますように、県は水防法で定められたものに限らず、水位や雨量などの観測情報や浸水被害発生のおそれの状況を市町に提供したり、一般に周知する施策を講じ、市町には県が提供した情報や市町が観測した情報等の周知に努めることを規定しております。さらに、3で県民事業者には、県、市町が周知する情報を把握して、さらに周知に努めてもらうよう規定しております。

続きまして、資料の24ページ、浸水被害の防止に関する知識の普及啓発。骨子1で、現在も取り組んでいるところなのですが、県及び市町は浸水被害の防止に関する知識の普及啓発にかかる施策を講じること。骨子2で、県民事業者にはそれら知識の習得、周知に努めてもらうことを規定しております。

続きまして、資料の25ページ、水防体制の強化、防災訓練等の実施で、骨子1で現在も取り組んでいることですが、県及び市町が水防体制の強化や地域防災計画による防災訓練の実施にかかる施策を講じること。骨子2で県民事業者には防災訓練への参加に努めてもらうことを規定しています。

次に、資料の26ページ、27ページでございます。施設の浸水被害軽減のための耐水化でございまして、現状、課題に書いておりますとおり、建築物等は浸水すると人命やライフラインにかかる被害が発生するおそれがあるため、浸水が発生する恐れが高い地域においては、耐水化の備えを行う必要があります。骨子2につきましては、解説の(1)(2)のとおり、浸水のおそれがある地域にお

いては、さまざまな施設の所有者自らが、必要に応じて施設の高床化や電気設備の高所設置、地下部分への雨水の流入抑制など、浸水被害の軽減を図るための耐水化を実施するよう努めてもらい、県は普及啓発に努めることを規定しています。解説の(3)のとおり、耐水化により別の課題が発生することが考えられるため、県ではどのような地域でどのような耐水化を行うべきかの指針を作成する必要があると考えております。また、解説(4)にあるとおり、総合治水推進計画に位置づけられた施設については、確実に耐水化を実施していただくことを考えております。特に、県や市町は所有する防災拠点となる庁舎や病院、避難所となる学校などは率先して位置づける必要があるのではないかと考えております。

続きまして、資料の28ページ、29ページ、二線堤、輪中堤等の整備でございます。解説(1)及び(2)にございますように、平成21年洪水で被災しました佐用川では、河川改修後も同規模の洪水で床上浸水が発生するおそれがあるため、水防管理者である佐用町の水防活動を確保するため、県と佐用町が二線堤、輪中堤を実施する方向で地元協議を行っております。さまざまな降雨により発生する浸水被害を軽減するために、あらかじめ、二線堤や輪中堤を整備することは有効な方法でありますので、水防管理者である市町と、市町の水防を確保する立場にある県が協議して、必要に応じて二線堤、輪中堤を整備することを規定しております。解説の3では、県民事業者には協力をお願いすることを規定しております。

次に、資料の30ページ、31ページでございます。浸水被害を軽減するための土地利用の制限。地形的に浸水被害が発生しやすい区域において、農地等で開発が進みますと、浸水時の被害が増大することになります。31ページの解説で書いてありますとおり、現在、制定されている国土利用計画法や都市計画法など、さまざまな土地利用にかかる計画の制度で計画策定時に浸水の影響を考慮することとなっているのは、都市計画法の市街化区域編入や、建築基準法に基づく災害

危険区域指定などに限られておりますので、計画策定や変更の際には、法令に定めがある場合だけでなく、定めがない場合でも本条例に基づき、浸水被害の影響を考慮するよう計画策定者に求めております。なお、これについては の土地利用と似ておる方策でございますけど、 のほうは土地利用の変更によって、下流に対する流出が増加するという事を考慮するという事。それから のほうは、その土地の開発そのものが、その土地の危険度を増すという事を考慮するという事でございます。

続きまして、最後になります。32ページ、 浸水被害からの早期復旧の備えということで、骨子にございますとおり、浸水被害等が発生した場合にも、共済制度や保険制度の加入等を通じて、早期復旧が図られるよう、県民事業者に努めていただくことを規定しております。

以上が長くなりましたが、条例の骨子案、17の方策についての説明でございます。

それから、引き続きまして資料3で、少しこのスケジュールについての説明をさせていただきます。資料3の中央の列に河川審議会がございまして、この河川審議会を中心としまして、左に企画部会、右にパブリックコメント、県議会のスケジュールを示しております。今回は、23年3月に河川審議会で総合治水の推進について諮問をさせていただきますして、それに基づいて、7月と8月に企画部会で御審議いただきまして、本日河川審議会への中間報告をしていただきまして、これを受けて、河川審議会には中間答申もまとめていただき、これを受けて、9月末からパブリックコメントの手続きを実施したいと考えております。パブリックコメント終了後には2回の企画部会で、さらに審議いただいた後、河川審議会での答申をいただいて、年度内には条例を制定したいというふうに考えております。

以上、事務局からの御説明を終わらせていただきます。

道奥委員       今、説明がありましたように、総合治水のいろいろなメニュー、取り組みに対して企画部会のほうで議論いたしました。で、スケジュールの説明もありましたけども、今年度中の条例制定ということで、若干、タイトなスケジュールで審議を進めているところでございますが、過去2回の企画部会におきます、いろいろな意見を、ただいま説明ありました条例案に対する意見を簡単に御報告したいと思います。詳細な意見交換につきましては、議事録が公開されると、あるいはされている部分もありますが、そちらのほう御参照いただくといたしまして、本日は、資料2、お手元の資料2の総合治水の推進についてという、中間報告、これに従いまして、企画部会での意見交換内容を御報告させていただきます。順序が後先になりますが、その資料2の一番最後のページ、2ページ目でございますが、こちらのほう、企画部会で出ました意見、これを同種の意見をカテゴリ分類いたしまして、要約いたしました。大きく分類いたしますと、9つの意見がありました。さらにそれをソーティングしまして、4つの大分類にわけたものがこの表でございます。

まず、一番目は総合治水条例、公助の枠組みを超えて治水に係る主体あるいは当事者が、県民にまで広がるような、一般への周知が非常に重要な条例の内容となっておりますので、       でございますが、条例を広く周知し、理解を得るために、行政、県民等の各関係主体の責務、役割、これをわかりやすく説明する必要があるというような、主に運用面での必要性、進め方等について意見が出ました。例えば今説明がありましたように、一例を言いますと、土地利用の制限というのが17の方策の       と       にございましたが、今説明ありましたように、県民から見ますと土地利用の制限という同じ話じゃないかということですが、技術的にこの方策を分類して、整理、リストアップしましたので、       のほうは、その流出するほうを抑制する。       のほうは、浸水被害を軽減する、そのための土地利用の制限ということで、県民からして見ますと同じ土地利用の制限ということになりますの

で、こういうリストアップがされまして、条例の情報となりますけども、一般にリリースする場合にはもう少しわかりやすい説明のほうがいいんじゃないかという、そういう御意見でございました。

それから、2番目の大分類は、取り組みを推進するための仕組みですね、特に実際に費用の発生等が生じる分がございまして。それについての意見を2ついただいております。でございますが、条例に規定した取り組みに実効性を持たせるためには県民、事業者にインセンティブを与えるような仕組み、例えば、公的な補助とか、税制優遇制度とか、そういったものを並行して検討するとか、それから、こういう総合治水の取り組みは、直接的には治水効果でございまして、例えば、雨水を貯めるということは利水の効果もあるし、それから方策によりましては、環境、景観等の効果もある。そういう、副次的な効果についても強調して、インセンティブを強調させるようなそういう仕組みが必要ではないか。そういう御意見でございました。

それから、は遊水機能を有する土地の所有者、それから、取り組みによっては、例えば、先ほどの下水、内水被害を抑制するために下水のポンプを止めることも含めてというような、そういうことがありました。こういう、関係者にとりましては痛みを伴うような方策も含まれております。費用が発生する場合には費用負担、それから基準ですね、方針、指針、こういった支援策の考え方を整理する必要がありますというところで。これも進め方に対する意見でございました。

それから、3番目の大分類につきましては、開発に伴う調整池の設置。それから、保全にかかる財産権や運用上の課題ということで、まず、最初は、対象が河川の周りだけではなく、流域全体に広がりますので、そういう流域の開発ということが進みますと、開発者等に対して、その調整池の設置とか、それから、保全、これを求めるそういう対策を提案しております。その場合、財産権の侵害に当たるといふ心配もありますので、それからもう一方で、内在的制約に含まれる、そ

うという見方もできますので、慎重に検証して基本的な考え方を示す必要があるという御意見を賜りました。

それから、でございますが、保全という言葉、調整池の保全ですね、これについての考え方ですが、単に存置するだけではなくて、それが機能するように、洪水調節の調整機能が発揮できるようにメンテナンスの部分の視野を入れて、弾力的に存置された調整池を運用する、そういう考えからも盛り込んでいただきたい。

それからでございますが、調整池を設置、あるいは保全する場合、その勧告、公表、命令等ある程度ペナルティーを枠組みの中に記載しております。この仕組みについては、十分慎重な議論が必要です。そういう御意見がありました。

最後の大分類でございますが、総合治水推進計画、これが、総合治水対策を進める上での実際の計画の枠組みにあるわけでございます。まず、この計画に対しましてとして、その計画のイメージがつかみにくい、それから、総合治水に係るステークホルダー全員が共通に認識するため、少し認識しにくい部分がある。流域全体の話、それから、地域、ここで地域と申しますのは、その流域や流域圏の中に含まれるサブリージョンという意味ですが、その地域をどういうふうに取り扱うのか。特に地域も大きさとか単位をどういう地域を考えるのか。河川によっては流域圏全体が地域ひとまとめた方がいい場合もあるでしょうし、大きな河川の流域になりますと、さらに地先レベルで細分化して地域を考えていく必要があると思われまますので、そういうイメージを関係者が抱けるような、そういうことが必要です。そういうことです。

それから、は総合治水推進協議会というのを位置づけておりますが、その役割を明確にして、この推進計画を市町や住民の参画のもとで、それぞれの地域の実態、実情に合うような、適合するような、あるいは反映するような、そういう必要を条例の中へ示す必要があると、こういう御意見がありました。

それから、はこの計画の策定に当たりまして、住民参画というのが基本になり

ますけど、そのプロセスは必ずしも総合治水推進計画という1つのチャンネルだけではなくて、いろいろなチャンネル、多チャンネルで住民参加のもとに総合治水計画を進めるんだということを明確に打ち出すべきである、そういう御意見を賜りました。以上のような意見交換がありました中で、1ページ目に戻りませうども企画部会としての中間時点ではございますが簡単な総評とございますか、総括をさせていただきたいと思っております。おおむね読まさせていただきますが、昨今の浸水被害や降雨の状況、そのほかの治水行政を取り巻く情勢を考えますと、河川下水道対策だけではなしに流域での対策や減災の取り組み、こういった知事から諮問を頂戴しました総合治水を推進するということは、非常に重要である。その足がかりとして、全県レベルで総合治水に取り組むことを宣言する総合治水条例、これを全国に先駆けて制定するということを高く評価しております。特に条例では、総合治水推進の理念を示すだけではなくて、行政に加えて、総合治水に取り組む県民事業者の責務とか役割を明記しておりますし、それから条例に盛り込んだ内容を実行するためのアクションプログラムとして地域ごとの総合治水推進計画というものを、そういう枠組みを設けております。これらの点は、条例を進める上で、非常に意義のあるものと考えております。従いまして、当企画部会におきましては、条例の目的、必要性については、十分共通認識をしたと考えておりまして、引き続き条例の制定に向けてさらに議論を深めて検証を進め、条例が広く県民生活に浸透して総合治水の効果が発揮できるように期待しているところでございます。県から提示されました、この総合治水条例の骨子案につきまして、当部会における議論の中で出た意見、先ほど申しましたような意見がございますが、これを中間報告として、取りまとめますので報告する次第でございます。

以上でこの中間報告についての御報告を終わります。

井上会長        はい、ありがとうございました。ただいま、事務局からの説明、それから企画部会からの中間報告がございました。これについて御意見や御質問を

お受けしたいと思いますが、その前に、先ほどのスケジュールの説明にもありましたように、本日の企画部会の中間報告を受け、この審議会としての中間答申を行いたいと考えております。この中間答申作成の考え方について事務局から何か提案がありますでしょうか。

脇舛副課長        総合治水課脇舛です。企画部会からの中間報告を基本といたしまして、本日、そこに河川審議会の委員の皆様からいただいた意見を加えたものを中間答申として取りまとめていただければというふうに考えております。

井上会長        はい。ただいま事務局から提案がありました。このあたりのことは本日の条例骨子案とそれについての企画部会からの意見を聞かせていただきまして、この審議会としまして、もう少し時間をかけて議論してもよいかもしれませんが、先ほどからあるように、県では今年度中の条例制定ということをお考えのようですので、時間的に非常に厳しい目標となっております。技術的な、あるいは専門的なことにつきましては、企画部会で一定の検証が行われているということもありますので、河川審議会としての中間答申については、今、事務局から提案がありましたように、企画部会の中間報告をもとにして、それから、ただいまからお伺いする各委員の御意見をお伺いしまして、それを肉づけしたものを本日の会議の中で整理していただいて、本審議会の中間答申というふうにしたいというふうに考えております。そういう進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井上会長        ありがとうございます。

では、早速御意見、御質問お受けしたいと思います。これと並行して、事務局のほうで意見の集約作業を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どこからでも結構でございますので、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょう。

はい、どうぞ。始めにお名前をお願いします。



吉田様           わかりました。兵庫県内水面漁業連の南山会長代理の吉田です。座らせていただきます。会長のほうからメッセージを預かっております。ちょっと朗読させていただきます。

河川整備計画についてということで、問題として考えられるのは、ダムに対する考え方だと思います。今回の台風12号でも私たちの上流にある引原ダムが毎秒、最大、170トンの放流をされました。前日にダムに電話してできるだけ早く予備放流をしてほしいということをお伝えしましたが、そのときは毎秒あたり5トンでした。前もって予測はできないか、できないものなのか、関西電力のためにある程度の水量を確保することによって、大規模放水による人災が起きる可能性があると思います。川の役割でもある治水、利水、環境を真から問うべきだと思います。県として今後、川にリスクを与えるとコストがかかることをよく理解してほしい。また、森下委員の「川は生きている」の本を読み、川の実態を理解していただきたい。内水面漁連として今後、県下の河川について提案させていただきたいと思います。

ということで、メッセージを預かっております。

以上です。

井上会長           ありがとうございます。一つ、具体的な指摘がありました。今度の台風12号での出水についてのダムの操作ですね、それについて何か県のほうからコメントありますでしょうか。

糟谷河川整備課長           河川整備課長の糟谷でございます。今回、加古川の上流のほうで非常に大きな被害がございまして、先ほど、委員のほうからもお話がありましたように引原ダムが満水に近づいてきたというような状況になりまして、最後の容量分を有効に使うために、いわゆる「ただし書き操作」ということで、放水をやっております。その結果、通常の規則であります放水より多い放水をしまして先ほど言われましたように170トン程度の放水までいったという状況がご

ございました。その際には下流の水位上昇、危険性がありましたものですから、下流への周知もしながら、万一、水位上昇があっても事故が起こらないように、そういった注意喚起をしながらやったという例がございます。

以上です。

井上会長       今、通常の放流より多い放流というように言われましたが、ただし書き操作の場合、その170という数字は、いわゆる入ってきた量をそのまま出したということであって、通常より多いという表現でよろしいのでしょうか。

糟谷河川整備課長       通常より多いというのは、ただし書き操作をするまでは規則に定められた放流量でございまして、その規則に定められた放流よりも多いということ。

井上会長       もちろん、ただし書き操作もダムの操作ルールの中には入っているわけですね。

糟谷河川整備課長       ですから、その規則で定められた以上のものを出せるという規則がございまして、その規則の範囲の中ではやっています。ですから、異常な放水をしたと言うわけではない。

井上会長       はい。ちょっと、どうぞ、はい。

八木下副課長       すみません。今、会長が言われたとおり、ただし書き操作をしている最中も、流入量よりもたくさんの放水をしているという状況はありません。最大でも流入量と同等、あるいは流入量から絞って放流ということしかやっていません。それで、洪水の終了の時期ですね、そのころには、放水のほうを多くして、水位を落とす操作はしていますけど、それまでは流入量より多い放流というわけではないということになっています。

井上会長       それと、もう1点質問。先ほど、吉田さんの御指摘では、流量が、こればっかしに余りこだわったらいかんののですがダムの問題で重要なことなので、ちょっとこだわりますが、最初、予備放流は5立方メートルから170まで急に

増やしたというような御指摘がありましたけれども、その辺の時間的な経緯はどうであったかということをもうちょっと確認しておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

糟谷河川整備課長        引原ダムは、流入量が増えてきた場合、全量カットするというので、実際には全量じゃなしに5立米程度に放流しておりますが、貯めていくようにしております。それで、残りの容量は、大体2割程度ぐらいになると、ただし書き操作をすることによりまして、時間的に言いますと、9月3日の夕方にそのような事態が発生するというふうなことが予測されましたので、ただし書き操作を19時10分から開始しております。その前後から放流量をしないで増やしまして、一番ピークになったのは、大体22時ぐらい。ですから大体3時間ぐらいかけて放流量を増やしております。

井上会長        はい、ありがとうございます。ダムの操作につきましてはダムだけの話ではなくて、やっぱり関連するいろんな方々の理解が得られるようなやり方で進めていただければと思います。それは総合治水そのものではないかもしれませんが、ダムという問題についてお願いしておきたいと思います。それ以外のことにつきまして。どうぞ、はい。

吉田様        すみません。代理の吉田です。私、実は、揖保川流域に住まいがあります。実際的に、本当にこの23号台風の時も遭いましたし、今回の12号台風の時も遭遇いたしました。1つは、臨時的に5トンの放流水で我慢していて、それから3時間後に約170トンの放水をしたと。それで、もう一つ問題になるのは、私のところ上流には、三方川という川があります。こちらのほうが本流筋になっております。放水するときには三方川の放水量のほうも懸念していただいたら、もっといいダムの利水のほうの利用ができるんじゃないかなと思っております。私、実は、宍粟市の河東地区の岸田の方にはいるのですが、そのときに私たち住民も自主で避難ということをやったのですが、というのは、私、揖保川漁業に

勤めております中で放水量を常にチェックしているのですが、その中で、ダム  
のほう、引原ダムのほうにお電話させていただいたときに、今、19時ごろに約  
100トン近く放流したから、2時間後にはそちらのほうに到達するよと。ほん  
なら、三方川の水量はどうですかというのは、ちょっとわからへんなというこ  
とで、私、友達がまた、あちらのほうも23号台風の時に避難してまして、その  
ときに電話して、どうやということ、また一時は上岸田のほうの黒原川のほう  
が氾らんしているよということでお聞きして、もう少し1時間後に電話したら今、  
30センチ下がったよ、50センチ下がったよというような形の中で、また電話  
21時ぐらいだったですか、また引原ダムのほうに電話させていただいたとき  
に、こないこないで下がっているよ、ほんだら放水量ちょっと増やしても大丈夫かな  
というような形がありましたので、やっぱりそのダムの放水量というのは、各  
その河川の支川から流れている河川の水量も把握していくべきだなと、い  
うような形を私は直に感じました。

以上です。

井上会長       ありがとうございます。非常に重要な御指摘で、これは総合治水  
そのものでないかもしれませんが、流域のいろんなステークホルダーの方々との  
意見調整を図ってダムも操作しなければならないという非常に重要な御指摘  
ではなかったかというふうに思います。

はい、どうぞ。

杉本委員       総合治水全般の、ちょっと勉強が足りませんので、杉本と言いま  
すが、教えてください。

資料1-(1)の裏面に総合治水特色、総合治水推進計画を県、市町、地域の  
皆さんとともに作成し、と書いてあります。ところが、資料1-(2)の3ペ  
ージ目に、市町の役割のところには県の策定する総合治水推進計画という  
ふうには書いてあるのですが、どっちが正しいのかなというところが、わかり  
ません。1点。

それから、次に資料 1 - ( 3 ) の 1 6 ページに、雨水貯留浸透設備の設置ということが書いてあるのですが、土地改の連合会は水田関係をしてますので、ため池もそうなのですけれども、水田は浸透を当然しているはずでございまして、下にコンクリートを張ってるわけじゃございませんので、もう当然浸透しているので、それ以上ここに書く必要があるのかなということが 1 つと。

ため池もそうなんです、やっぱり浸透している部分がありますし、ほかのページで予備放流をせえというふうな義務的なことも書いてありますので、どうなのかな、ここに書くのはどうなのかなということをお願いしたい。というのが 2 点目でございます。

3 点目、1 8 ページに、予備放流のことが書いてありますけれども、これが例えば、4 万 3 , 0 0 0 のため池がございましてけれども、管理者がたくさんおられます。その方が努力義務なのかどうかと、その辺がわからないということが 1 つで、さかのぼって言いますと、やはり、総合治水推進計画というのが、枠組みがどのくらいの枠組みでできていくのかなということら辺が一番地域の方々が集まった意見が出るような、内水面の方がおっしゃった意見が出るような枠組みで作れるのかどうか。計画の枠組みの範囲ですね。それを教えていただきたい。

以上 3 点です。

井上会長        はい、いかがでしょうか。

山内課長        総合治水課の山内です。1 点目の推進計画の策定者ですけれども、これの条例に基づく計画ですので、県が策定するという表現をさせてもらってますけれども、その策定する過程では、そのリーフレットに書いておりますように、まず県、市町、県民の方も入っていただいて、合意形成を図りながら計画を積み上げていくと。条例に基づく計画としましては、冒頭申しました県が策定するという形になるかと思えます。

それと 2 点目の貯留浸透設備のところですが、この水田、ため池について

期待しておりますのは、浸透はもとよりですけども、水田に関しては、面的に貯留するといった効果。それからため池についても、当然費用はかかるものですし、関係者の方の同意は必要になるわけですけども、ため池のかさ上げとかといったことも事業として協力いただければ、そういったことも考えられるかなということです。それと、ため池の水位下げにつきまして、これは努めていただくということで、努力というので考えています。当然、たくさんありますし、放流する設備の能力が必要となってきますので、すべてのため池に適用できることは困難ということは考えておりますので、設備の能力があって、協力がいただけるところについて進めていただくと。ただし、推進計画の枠組みの中で、合意が得られて、これについてはやっていきましょうということで、合意が図られたものについては、推進計画の中できっちり義務的にやっていただくものとして位置づけてしっかりやっていただくというふうに考えてます。

それと推進計画を作るエリアですけども、これについては、流域という一つの川の流域あるいは、氾らん域も含めた流域というような単位で考えていますけども、それだけでは、非常に大括りになってしまって、それぞれの地域にお住まいの方にとって雲の上の計画になってしまっても仕方がありませんので、もう少し小さなエリアでくくることも必要かと考えております。これにつきましては、企画部会のほうからも意見いただいておりますので、推進計画のイメージをもう少ししっかりお伝えできるように少し資料は準備させていただきたいという考えでございます。

井上会長           ため池での浸透とか、それからため池の予備放流についての御質問もあったかと思いますがもうよろしいですか。

杉本委員           はい、どうぞ。

井上会長           ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、はい。

徳安委員 徳安ですけれども、今の意見に関連しているのが、お話しに。済みません。この審議のスケジュールの案の中で、真ん中ほどに県民意見の提出手続きパブリックコメントの意見募集の欄があるのですが、ここにも、お話あった市町の意見も取り入れるとすれば、ここにも市町の意見を取り入れるような項目があったほうがよくわかるのではないかなと、先ほど条例の特色のところ、質問がありました、県、市町、地域の皆様とともに作成しているという部分であるのであれば、ここの意見募集というのは、地域の皆さんの意見であると。そうすると、市町の意見を取り入れるものが、このスケジュールの中に入っていないような気がするのです。それが抜けていると、今、お話があったとおり、私は非常に不思議だったのが、市町との連携をどこでどう取るのかなというのが、このスケジュールに入っていないから、ちょっとわかりにくいのかなというようなイメージもあるのです。その辺は市町との連携はどこでとるかというスケジュールはどこで考えておられるのでしょうか。

井上会長 いかがでしょうか。

山内課長 総合治水課の山内です。このスケジュールの資料の中には、お示ししておりませんが、パブリックコメントと同時期に、市町のほうには、御意見を伺う機会を、設ける予定であります。それに先立ちまして、この骨子案についても説明を行いたいというふうに考えております。

井上会長 はい、どうぞ。

徳安委員 9月から、今、半ばですけれども、10月この予定ですと、10月中を各市町、41市町と思うのですが、各市町に意見というか求めるということなのですか。10月中ぐらいということでしょうか。

山内課長 今、パブリックコメント、この予定で書いてあります9月末ぐらいから、10月の中旬ぐらいにかけて行いますので、その間に意見をお伺いしたいと考えています。

徳安委員 万一、反対する市町はないと思うのですけれども、かなり費用もかかってくる部分もあるかと思imasるので、その辺の意見の中身もまた、企画部会のほうで、パブコメの結果と対応というところで、またお示しがあるかと思うのですが、その辺の各市町の反応も、県会議員として知りたいなということもありますので、集約できたら、私のほうにも一度拝見させていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です

井上会長 ありがとうございます。この資料3のスケジュールについては、今の市町のことが書いてなかった、何か理由があるのですか。それとも単なる。

徳安委員 そうですね、はい、理由があるのであれば。

井上会長 もし、今日限りの資料であればともかく、正式の資料としてはそれも含めておいていただくほうが、公開資料としては、そのほうがよろしいのではないかと私は思いますが。

徳安委員 市町を無視というのはね、何かイメージを持たれますと、マイナスかなとおっしゃっておるので、お願いします。

井上会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、はい。

吉田様 代理ばかりで意見ばかり言いますけど、代理の吉田です。この中で治水という形の中の問題だけで取り上げているのですけど、今からやっぱり後生のものに還元いうたら、やっぱり自然環境、今の自然関係に配慮したというような形の中の治水を考えていただきたいということに思っております。私の今、役をしております、揖保川の水系なんかそうなのですが、今現在引原ダムというのはものすごく濁っております。今、本当に、今、毎秒ごとぐらいの放水をされているのですけど、その下流というのは、本当に漁業ができない、遊漁ができないというような状態に陥っております。で、その中でもものすごく私のところの



収入源という中で迷惑もかかっております。だから、やっぱり今から考えるのは、やっぱり環境とかそういう面々に対して配慮した治水を考えるというような項目を一つ入れておいたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

井上会長           ただいまの御指摘で、県はどのようにお考えなのでしょうか。

山内課長           総合治水課の山内です。県におきましては、平成8年に、ひょうご・人と自然の川づくり、基本理念・基本方針というのを定めまして、川づくりの基本としまして、人と自然が共生する川づくりというのも、テーマに掲げて実施しておりまして、多様な生物の生息環境、今、魚のお話がありましたけども、この環境の保全に具体的に取り組んでおりまして、環境にかかる調査、自然を活かした川づくりとか、豊岡の方では、自然再生の取り組みなんかもやっております。御指摘のとおり、川づくりの基本は治水と利水と環境とですね、それぞれ3つを一体的に考えて、それぞれの方向から光を当てて、どういう川づくりが望ましいかというところが、川づくりの基本ですので、今おっしゃった環境についても十分、河川の計画の中で、具体的には河川法の法定計画であります、河川整備の基本方針、整備計画の中で、しっかり謳って、環境への配慮ということについても、考えていきたいと考えております。ですから、今回の条例の中におきましては、    の河川整備の大きな一つの前提として、環境についてはしっかり配慮していくということが    の中に含まれておりますので、そういう意味で理解をいただければと思います。

井上会長           はい。さっきの建物なんかの耐水化のところでも、景観上の問題なんかも生じるおそれがあるというようなことを、これ、書かれておりますけど、27ページなんかに、そういうことも書かれていますので、河川だけの問題ではないかもしれませんが、今、吉田委員さんがおっしゃったことではないかもしれませんが、やはり、景観というようなことも含めてそういう配慮が必要になって

くることも多々あるかと思えます。

どうぞ、はい。

角松特別委員            角松と申します。参考資料2の企画部会質疑概要を読みまして、企画部会で私が述べたことがややミスリーディングだったなと反省していることがございましたので、もしお許しいただけるならば、この場で若干訂正をさせていただけないかと思っております。参考資料2の2ページのほうの私の発言でございます。第3段落、しかし、から始まるところでございますけれども、「義務づけることは確かに難しいという印象を持っている」と書いてございますが、ここで申し上げたかった趣旨は、「義務づけることには、確かに難しい問題がある」という趣旨でございまして、その後でコップの水の例えを使って申し上げておりますように、流下能力見合いでの、義務づけを行うことは、それが内在的制約だと位置づけ、法的に可能だという考え方も十分ありうるのではないかというふうに思っております。「難しくて法的に無理だ」と申し上げたかのように誤って受け取られかねないかと思いたしましたので、この場を借りて訂正をさせていただければと思えます。関連いたしまして、企画部会報告の枠をやや超えることでございますので、特別委員の私がこの場で申し上げてよいかどうかわからないのですが、本日の資料の1の(3)の7ページの解説の1で、「開発行為は現状、県、市町、県民及び県民事業者は本条例に基づき流域における流出抑制に取り組むことが期待されている」。また、「開発行為については、開発者の責務として、流出を抑制していただく必要がある」とございます。ここに書かれていますように、流出抑制というのは、県、市町、県民事業者がともに取り組むべき責務ではないかというふうに思います。その観点からすると、条例の理念的な責務としてより明確に位置づけてもよいのではないかなというふうに考えました次第です。現在では、流域対策についての基本理念のところのみ、流出抑制が挙げられているのですが、これを県民の役割、責務、また事業者の役割、責務というところ

に入れることも考えられるのではないかと思います。参考になるかどうかわかりませんが、地球温暖化対策の推進に関する法律では、温室効果ガスの排出抑制のための措置を講ずることというのを事業者の責務、国民の責務と位置づけています。

以上でございます。

井上会長        はい、ありがとうございます。今の資料1 - (2)のところでしょうか。基本理念のところ。

角松特別委員        1 - (2)の基本理念のところ、流域対策では「流出抑制を促進し」、ということがございますし、また、総合治水推進では「県、市町、県民事業者の一体となった取り組み」というのがございますが、それに加えて、県民・事業者の役割といったところにも流出抑制の理念ということを入れる余地もあるのではないかとこのように考えましたということでございます。

井上会長        事務局のお考えはいかがでしょうか。これ、今、御指摘のところについて、お考えいかがでしょうか。

山内課長        総合治水課の山内です。貴重な、御指示教えていただきましてありがとうございます。検討して十分内部で詰めていきたいと思っております。ありがとうございます。

井上会長        ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ、はい。

山中委員        山中でございます。今回の条例化は長年の懸案と言いますか理想と言いますかこれ、具体的に条例に書いたということで、全体として治水が進むということで、高く評価をしたいと思っております。その上でのことなのですが、総合治水ということで、資料の1 - (2)の1、基本理念の1のところ、総合治水対策は河川対策、いろんな対策を組み合わせるといふように書かれておるわけですが、私ども、利水の立場から言いますと、やはり河川対策で守っていただ

いているという気持ちが非常に強くございまして、何より一番大事なのはこの河川対策と下水道対策だということだと思っております。いろいろ新聞とか、テレビ何か見ておきますと、現に公共事業なんかも減ってきておるといことですので、減った分を流域のほうに責任を転嫁するというようなことに決してならないように、これは要望になりますけれど、ぜひとも、お願いしたい。具体的には何らかの形で、ここに基本というふうに書いてあるのですが、重要かつ基本ということを書いていただきたいと思うのです。ですから、河川管理者の決意表明をしっかりとさせていただきたいですね、堤防があふれたときに、ライフライン、私どもの水道管にしても、ガス管にしても、避難とか逃げ出すということではできませんので、一旦、水が浸かってしまえば、そこで機能は停止しますし、復旧にもお金がかかるということですので、ぜひとも、それはそういう姿勢でお願いしたいというふうに思います。それから2つ目としては、水道もそうなのですが、いよいよ人口減少社会を迎えているわけですね。例えば、これから開発されたところがちゃんと維持されているのかどうかとかそういうことがこれからは大事になっていきますし、開発された調整池がちゃんと確保されていくのかどうかとか、そういうことについて若干コメントがなんか追加していただいたほうが、いいのかなというふうに思います。

それから、最後に計画を上回る、これは、今回の東北の地震の結果として、非常に大きな教訓という大きな、私どもにとりましても、非常に大きな課題というふうに思っておりますけど、今までは、例えば、ハザードマップを住民にちゃんと公表をすれば、それでいいということになるのですが、わかりやすく言えば、何かハザードマップも何段階かがあって、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、いろんなレベルが段階的になっていると思うんですね。ですから、水道につきましても、少し超えた場合は、こういう対策ができるとか、それから、本当に浸かってしまった場合、本当にどうにもならないわけで、そういう何か計画を

超えるものについても、若干、きめ細かい対応がこれから求められるのではないかとこのように思っております。今すぐ、河川管理者のほうで全部やるといっても、なかなか簡単なことではないと思いますけど、順次そういう方向で何か努力をしていただけたらというふうに思います。以上です。

井上会長        はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。今の御指摘は第一番目の御指摘ですけれども、河川管理者の第一の責務ということをもっと強調すべきだと私はお聞きしたのですが、それはもう、おっしゃるとおりだと私は思っております。もう一つはやっぱり、超過するものについて、超過のレベルがいろいろあるという御指摘もありましたけども、そういうものについて、どうするかということも合わせ、考えなければならないということもあるからこそ、こういう総合治水というものに進んでいくのだろうなと私は思っております。

山中委員        それは一番最初に、私、高く評価しますということでは言っているつもりですのでね。

井上会長        ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、事務局のほうで今までのところを取りまとめていただけますでしょうか。用意はよろしいでしょうか。

脇舛副課長        ありがとうございます。それででしたら、ちょっと、集約の確認のために恐れ入りますが5分間程度、お時間いただければと思いますが。

井上会長        そうですか、わかりました。ということで、今までいただいた意見を事務局のほうで集約していただきますので、その作業のために5分間程、休憩を取ります。再開は手元の時計ではこれでは42分位ですので、47分ぐらいに再開するというようにしたいと思います。休憩に入ります。

(休憩 5分間)

井上会長        時間が限られておりますので、配付資料を印刷中ですが、ちょっとその前に、スライドを使って、少し見返していききたいと思います。

それでは、間もなく、手元に配られると思いますが、先ほどの意見を集約した、中間答申、この審議会としての中間答申のたたき台です。このスクリーンにも出ていますので。

先ほどお話ししましたように、企画部会からいただきました中間報告の内容をもとにし、加筆修正した形となっております。中間答申をイメージしていただき、特に、もう行き渡りましたでしょうか。

脇舛副課長 会長、恐れ入ります。ちょっと事務局のほうから。

井上会長 はい。

脇舛副課長 先ほどちょっと、休憩時間中に申し上げたことではありますが、念のためもう一度、申し上げておきます。

本日、欠席されております岡田委員からのメッセージです。この間の豪雨で市、町の川が大変になったので、県の方の配慮をお願いしますと市民の方もおっしゃっていますと。こういうようなことでございました。

井上会長 今、印刷されたものもう皆様のお手元に届いたでしょうか。今、お手元に届きました河川審議会の意見のまとめであります。これを見て、中間答申のイメージしていただきまして、さらにつけ加えること何かございましたら、あるいは修正すべき点がありましたら、お願いしたいと思います。委員名が括弧書きされているものが企画部会からの中間報告にプラスされた分ということですね。

脇舛副課長 はい、そうです。

井上会長 その辺を中心に見ていただいたらと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

山中委員 さっきは最初に確かに要望という言葉でつけ加えましたので、それで結構なんですけど、繰り返しになりますが、河川管理者の責務というのも非常に大事で、条例の中に書き込まなくてもいいんですけど、決意表明と申し上げま

したのは、例えば条例を出すときのその頭のところに決意表明がいるのではないかと、また委員長から適切に次の企画部会の時に、ちゃんとつけ加えていただいて、そういうことが通って行くようにくれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

井上会長 はい、わかりました。また、どのようにするかということをしていろいろ事務局とも検討したいと思ひます。いかがでしょうか、ほかに。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井上会長 はい、よろしゅうございますか。

それでは、今、御確認いただいた内容でこの審議会としての中間答申等とさせていただきますたいと思ひます。表現、体裁など、細かいチェックはあろうかと思ひますので、後日、事務局のほうで、このあたりを整えていただき、私のほうで確認しまして、中間答申としたいと思ひますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

井上会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。活発な御審議いただき、また貴重な御意見を賜りありがとうございました。ここで司会者に進行役をお返しします。御協力ありがとうございました。

脇舛副課長 井上会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成23年度第1回兵庫県河川審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

平成23年9月13日